平成２６年（フ）第８８号
川崎市宮前区潮見台３番９―115号　ニューフラットワシガミネ、前住所川崎市宮前区菅生３丁目41番17号　サニープレイス102
債務者　佐々木正二
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
川崎市川崎区渡田東町７番９号　立身寮220
債務者　蛭田　康司
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
川崎市川崎区昭和２丁目10番11号
債務者　根田　理恵
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
川崎市多摩区中野島１丁目13番28号　横山ハイツ３Ｆ、前住所東京都稲城市長峰３丁目２番地　杜の一番街１―402
債務者　神山　有理（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目５番10―505号
債務者　森井　由紀（旧姓牧元）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４００号
横浜市保土ケ谷区釜台町36番19号
債務者　齋藤　　純
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０２号
横浜市南区永田東２丁目32番24号
債務者　小川レティシャこと　ＯＧＡＷＡ　ＬＥＴＩＣＩＡ　ＭＥＮＤＯＺＡ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４８号
横浜市港南区日野南３丁目１番１―507号
債務者　古川　博一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８８号
神奈川県茅ヶ崎市出口町11番３―305号　メゾンド・ピア７
債務者　笠原　友紀（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９号
北海道旭川市永山２条15丁目２番22号　エーコーパティオス永山Ａ101
債務者　高瀬　奈奈（旧姓桐生）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０号
北海道旭川市５条西３丁目１番４号　ｙｏｕトピア　ルピナス201
債務者　古川由紀子（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
北海道上川郡愛別町字南町５番地10　三浦幸夫方
債務者　梅本　麗美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
北海道旭川市末広１条３丁目４番１号
債務者　菅野　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
北海道旭川市東光16条４丁目５番２号　佐藤晋平
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３７８号
群馬県前橋市敷島町249番地２
破産者　細木　克修
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係